

令和2年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/26	倫理 交流会参加費	2,000 円		36
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費(上半期分)	3,000 円		37
3/31	倫理法人会費(令和2年度年間)	120,000 円		38
3/31	松山法人会 令和2年度会費	3,600 円		39
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費(下半期分)	3,000 円		40
3/31	松山法人会青年部会 令和2年度会費	12,000 円		41
3/31	愛媛県防衛協会 令和2年度会費	10,000 円		43
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		153,600 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年9月26日	整理番号	36
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	交流会参加費 開催場所：東京第一ホテル松山 支払先：松山北倫理法人会 開行日9月26日		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年9月26日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領収証 <u>向田将央 様</u> No. _____ 金額 ¥2,000- 但し：交流会参加費として _____ 2020年9月26日 上記正に領収いたしました 松山北倫理法人会 会長 兵頭 栄介			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和2年9月30日	整理番号	37
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	2020年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年6月24日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和2年6月24日

向 田 将 央 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、2020年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 清水 宣 郎

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第7条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和3年	3月	31日	整理番号	38
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費	
使 途 及 び 内 容 等	倫理法人会費（年間） 支払先：一般社団法人 倫理法人会 愛媛県松山北倫理法人会				
金 額	120,000 円 年間の支出金額の合計を記入してください。				
特 記 事 項	9月分は、領収書を添付していないため、通帳の写しにて確認。				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額	
4月分	4月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円	
5月分	5月 25日	10,000 円	100 %	10,000 円	
6月分	6月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円	
7月分	7月 27日	10,000 円	100 %	10,000 円	
8月分	8月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円	
9月分	9月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円	
10月分	10月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円	
11月分	11月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円	
12月分	12月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円	
1月分	1月 25日	10,000 円	100 %	10,000 円	
2月分	2月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円	
3月分	3月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円	

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

向 田 将 央 殿

¥10,000

2020年04月分 法人会費 (2020年04月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年04月01日 No 000141



一般社団法人 倫理研究所
〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3264-2311
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会
TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2020年4月3日

印紙税法第5 条第17号に より印紙貼付 不要	授者印
----------------------------------	---------

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2020年05月分 法人会費 (2020年05月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年05月01日 No 000135

一般社団法人 倫理研究所
〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL: 03-3264-2231
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2020年5月25日

印紙税法第5 条第17号に より印紙貼付 不要	収者印
----------------------------------	-----

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2020年06月分 法人会費 (2020年06月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年06月01日 No. 000124

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区船橋井町4-3 TEL 03-3260-2511
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山市北浦理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2020年6月23日

印紙税法第5 条第17号に より印紙貼付 不要	収者印
----------------------------------	-----

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2020年07月分 法人会費 (2020年07月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年07月01日 No 000123

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区肥後町4-1-10
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2020年7月27日

印紙税法第5 条第17号に より印紙貼付 不要	換者印
----------------------------------	-----

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2020年08月分 法人会費 (2020年08月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年08月01日 No 000126

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-10 TEL: 03-3264-2331
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-70212020. 8. 24
年 月 日

	行	月	日	額	お引当金口座	お振込先口座	金額	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9	02-09-23	ヨリカト			10,000	SMBG(ヨリカタ)		
10								
11								
12								

13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

索引残高欄の1の表示はお借入金の残高を示します。

記号説明

[illegible]

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2020年10月分 法人会費 (2020年10月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年10月01日 No 000129

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3944-2211
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2020. 10. 23
年 月 日

印紙税法第5 条第17号に より印紙貼付 不要	扱者印 
----------------------------------	--

領 収 書

2020年11月01日 No 000132

向田 将央 殿

¥10,000

2020年11月分 法人会費 (2020年11月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020. 11. 24
年 月 日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-3 TEL: 03-5561-2731
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021印紙税法第5
条第17号に
より印紙貼付
不要

役者印

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2020年12月分 法人会費 (2020年12月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2020年12月01日 No 000133

一般社団法人 倫理研究所
〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL: 03-6264-2731
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2020年12月23日

印紙税法第5 条第17号に より印紙貼付 不要	収者印 
----------------------------------	--

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2021年01月分 法人会費 (2021年01月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021年01月01日 No 000133

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-5524-2211
ホームページ <http://www.fint-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2021年 1月 25日

領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2021年02月分 法人会費 (2021年02月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021年02月01日 No 000136

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-8 TEL 03-5924-2641
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

2021. 2. 24

年 月 日



領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2021年03月分 法人会費 (2021年03月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2021年03月01日 No 000138

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-2-1 TEL:03-5561-2271
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020
FAX : 089-987-7021

2021年 3月 23日



倫理法人会

倫理法人会とは

倫理法人会は、一般社団法人倫理研究所の法人会員によって組織された会です。

「企業に倫理を、職場に心を、家庭に愛を」をスローガンに、まずトップ自らが純粋倫理を学び、自己革新を図り、社員や社風を変え、健全な繁栄を目指しています。(昭和 55 年創設)

倫理研究所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のもとで認可された民間の社会教育団体です。

倫理法人会は、心の経営を目指す人々のネットワークを拡げ、各種活動を通して地域社会に寄与することを目的に、47 都道府県、各市・区単位に設立されています。

主な活動

経営者モーニングセミナー

全国約 670 カ所の倫理法人会で毎週 1 回、早朝 6 時または 6 時 30 分から開催されている、経営者を対象としたセミナーです。

企業トップが自らの生き方や会社のあり方を考えるために学んでいます。朝型の生活習慣を体得するとともに、会員同士の交流・情報交換の場として、倫理法人会の活動の柱となっています。時には地元の名士を講師に招き、その道のエキスパートならではのお話を聞くこともできます。倫理法人会員数は約 6 万 2 千社 (平成 26 年 8 月現在)

経営者の集い

事業体験報告を主とした倫理経営についての学びを深めるための勉強会。年に数回開催。

倫理経営講演会

毎年 1 月から 6 月にかけて、全国同一テーマで開催します。

平成 27 年度は「ここに活路あり -大転換期をいかに乗りきるか-」をテーマに全国約 670 カ所で開催。倫理法人会の講師による講演と、会員による事業体験報告(その他、朝礼実演等)という内容で構成されています。

職場朝礼の推進

企業の活性化は朝のスタートにあり。倫理法人会では職場活性化の中心を「活力朝礼」に置いています。活力朝礼の特徴は、倫理研究所発行の『職場の教養』を使っていることやあいさつなどの基本ルールを重視していることです。実際の企業朝礼の現場で実地指導も行ないます。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日		整理番号	39
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和2年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会			
金 額	3,600	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年6月29日		

会 費 納 入 通 知 書

令和2年度会費

金 額	¥3,600
--------	--------

を次により振替させていただきます。

所在地・事業所名	〒790-0943 松山市古川南3-26-30 向田 将央 様 
----------	---

※自動振替

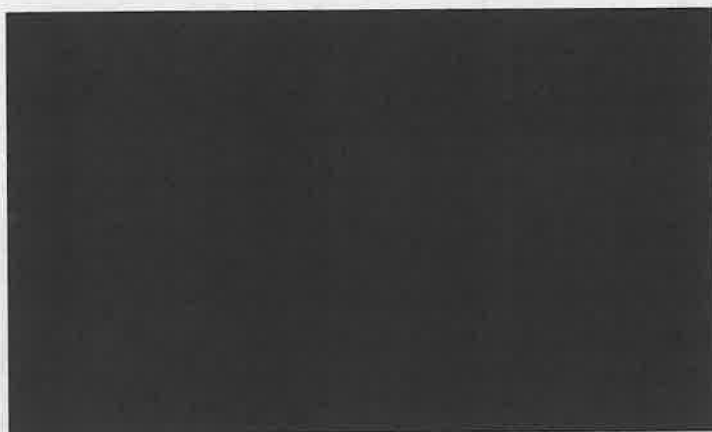
- 金融機関 XXXXXXXXXX
- 支 店 等 XXXXXXXXXX
- 口座番号 XXXXXXXXXX
- 口座名義 ムコウダ マサヒロ
- 振 替 日 2020/06/29


 公益社団法人
松山法人会
 TEL941-7711

※納入方法は 自動振替 となります。

※この通知書は、融資制度『コラボレーションローン』及び『インターネットバンキング特別割引制度』のお申し込みの際に金融機関が確認する当該年度の法人会
 会員確認書として使用できます。
 ※『法人会・税理士会コラボレーションローン』以外の融資制度では使用できません。

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



20200629*

*3,600 E マツマホウシンカ



公益社団法人 松山法人会

法人会とは

60年を超える歴史を有し、82万社が加入する団体です。昭和22年（1947年）4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合（略称：全法連）でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく 税の知識が身につく 人脈がひろがる

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開

法人会は、単位法人会（単位会）、県連合会（県連）、全国法人会総連合（全法連）の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

税制改正要望・・・中小企業のための「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています。

租税教室・・・次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。特に青年部会の主催する租税教室は、小学生に税金の大切さを伝え、様々な業種の方々が働くことの夢を語ったり、就職を控えた学生向けに、これから納めることになる税金とその用途を伝え、経営者と年齢に近い社会人との交流を行うなどして、多彩な活動をしています。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	40
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和2年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年10月26日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和2年10月26日

向 田 将 央 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円 也

但し、令和2年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 若 江 進

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成20年4月7日

改正 平成30年6月27日

(名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日		整理番号	41
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和2年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会 青年部会			
金 額	12,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年7月3日		

会費納入通知書兼領収書

〈公益社団法人 松山法人会 青年部会〉

令和2年度会費

金
額

¥12,000-

この領収書は本部会の領収書に相当します。
再発行致しません。

[取扱金融機関]



※振込の場合は下記口座に
お振込ください。

口座(普)	
口座(普)	
口座(普)	

【口座名】
公益社団法人 松山法人会 青年部会

会費についてお願い

謹啓 益々ご清栄の事と
お慶び申し上げます。
本部会の運営に関しま
して格別のご協力を頂き
誠に有難く厚くお礼申し
上げます。
さて、本年度会費をお
振込頂きたく存じますの
で、最寄りの取扱金融機
関(本店・支店)へお払
込方についてご高配を賜
りますようお願い申し上
げます。 敬具

所 在 地 ・ 事 業 所 名	790-0943
	松山市古川南 3-26-30
	向田 将央 様

納入方法 振込

公益社団法人
松山法人会
青年部会長
TEL 941-7711



購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務元「日」になります。

公益社団法人 松山法人会

法人会とは

60年を超える歴史を有し、82万社が加入する団体です。昭和22年（1947年）4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合（略称：全法連）でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく 税の知識が身につく 人脈がひろがる

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国 440 の単位法人会が地域に密着した活動を展開

法人会は、単位法人会（単位会）、県連合会（県連）、全国法人会総連合（全法連）の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

税制改正要望・・・中小企業のための「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています。

租 税 教 室・・・次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。特に青年部会の主催する租税教室は、小学生に税金の大切さを伝え、様々な業種の方々が働くことの夢を語ったり、就職を控えた学生向けに、これから納めることになる税金とその用途を伝え、経営者と年齢に近い社会人との交流を行うなどして、多彩な活動をしています。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	43
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和2年度会費 支払先：愛媛県防衛協会		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和2年6月15日	

☆スペースが足りない

振 込 金 受 取 書 (兼手数料)

令和 年 月 日	
金 額	10000 円
先方銀行	
お受取人 預金種目 おなまえ	普通預金 愛媛県防衛協会様
ご依頼人	何田将央様
[備考]	手数料

上記の金額正に受け取りました。

(取扱店)

銀行

店

(取扱店→ご依頼人)

収 入
印 紙

を購入した場合は
日になります。

※ 債務確定日とは、当
購入日、サービスや物



全国防衛協会連合会
All Japan Defense Association

お問い合わせはこちら

TEL.03-5579-8348

トップページ

協会紹介

会報記事紹介

講師派遣

協会概要・協会の目的と事業等

各県協会HP等リンク

女性部会

青年部会

防衛省・自衛隊等HPリンク

防衛省・自衛隊イベント

会報広告協賛企業

入会のご案内

お知らせ



規 約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

(目 的)

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正 会 員 都道府県防衛協会・自衛隊協力会等（以下、「協会」）
- (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
- (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人

(会 費)

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

(入 会)

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。

会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 本会の名譽を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。

(提出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の提出金品は返還しない。

第3章 役 員

2021/4/1

規約 | 全国防衛協会連合会 (公式ホームページ)



↑上記、【日本国憲法と自衛隊】は
1冊200円(税込)で販売しています。
お問合せは、こちら
TEL : 03-5579-8348



【ご協力・協賛】

RICOH
imagine. change.

全国防衛協会連合会では、当協会の活動の進捗にご協力・賛同いただける企業様・事業者様を対象に、当協会ホームページのトップページへのバナー広告掲載を募集しています。ホームページをお持ちの企業や事業者の皆様、PRやイメージアップのため、ぜひご検討ください。

また、4半期に1回発刊の会報紙「防衛協会報」への広告掲載も募集しております。

詳細は、全国防衛協会連合会事務局にお問い合わせください。

☎03-5579-8348

2021年6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24

(種 別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 60名以上100名以内 (会長・副会長・理事長・常任理事を含む。)
- (6) 監事 2名
- (7) 評議員 100名以内

(役員 の選任)

第12条 会長は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は正会員たる協会の代表者及び役員並びに第5条の推薦会員の中から総会において選任する。
- 3 副会長、理事長及び常任理事は、理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にかねることはできない。
- 5 評議員は、各協会から推薦された者から会長が委嘱する。

(職 務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。
- 4 常任理事は、理事長の指示を受け、常務を執行する。
- 5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。
- 6 評議員は、評議員会において付議された事項を審議する。
- 7 監事は、本会資産会計及び業務の執行状況を監査し報告する。

(任 期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期途中でであっても総会の決議により解任することができる。

- 2 評議員の解任は、推薦した協会の会長の意見により会長が行う。

(役員 の報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員の報酬については、理事会において定める。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。
- 3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

第5章 会 議

(種 別)

第18条 会議は、総会・評議員会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、正会員を持って構成する。

- 2 評議員会は、評議員を持って構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。
- 4 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機 能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

ただし、評議員会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 評議員会は、この規約で別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

2021/4/1

規 約 | 全国防衛協会連合会 (公式ホームページ)

25 26 27 28 29 30

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他会長が付議した事項
- 3 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会または評議員会で議決された事項の執行に関すること。
 - (2) 総会または評議員会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 4 常任理事会は本会の運営に関する事項を審議する。

(招 集)

- 第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。
- 3 評議員会及び理事会は、必要あるときは会長が招集する。
- 4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。>

(議 長)

- 第22条 総会及び評議員会の議長は、出席会員の互選により選出する。
- 2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 やむを得ない理由で会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 決)

- 第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 会員・理事及び評議員の現在数
- (3) 会議出席者の数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨
- 2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第6章 女性部会及び青年部会

- 第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く
- 2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。
- 3 女性部会長及び青年部会長は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。副部会長は、理事長が委嘱する。
- 4 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第7章 事務局**(事務局)**

- 第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

第8章 資産及び会計**(資産の構成)**

- 第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

2021/4/1

規約 | 全国防衛協会連合会 (公式ホームページ)

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。

3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑 則

(委 任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

付則 (抄)

この改正規約は、平成13年6月15日から施行する。

この改正は、平成22年6月14日から施行する。 ※改正箇所:特別顧問に関する規定追加

| トップページ | 協会紹介 | 会報記事紹介 | 講師派遣 | 協会概要・協会の目的と事業等 | 各県協会HP等リンク | 女性部会 | 青年部会 | 防衛省・自衛隊等HPリンク | 防衛省・自衛隊イベント | 会報広告掲載企業 | 入会のご案内 | お知らせ | 個人情報保護方針 | サイトポリシー | サイトマップ |

全国防衛協会連合会

〒152-0844 東京都新宿区西八幡7-13番地 東京洋館会館9階 TEL: 03-5579-8348 FAX: 03-5579-8219

Copyright©全国防衛協会連合会 All Rights Reserved



令和2年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
12/31	ホームページ費用JPDメインサービス利用料(4~12月)	3,234 円		44
12/31	レンタルサーバスタンダード サービス利用料(4~12月)	4,176 円		45
3/23	報告書配布用 封筒印刷費	57,944 円		46
3/29	市政報告書 リーフレット印刷費	4,792 円		47
3/31	ホームページ費用JPDメインサービス利用料(1~3月)	1,078 円		48
3/31	レンタルサーバスタンダード サービス利用料(1~3月)	1,392 円		49
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		72,616 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 2 年 12 月 31 日	整理番号	44
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用 JP ドメインサービス利用料 (4 月～12 月分) 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	3,234 円	按分率	100 %
特 記 事 項	1 年更新 (1 月～12 月) であるため、振替払込請求書兼受領証の原本は、「令和元年度政務活動費収支報告書」に添付。		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 元年 11 月 19 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

さくらインターネット株式会社

〒530-0011

大阪市北区大深町4-20

グランフロント大阪タワーA35F

www.sakura.ad.jp

向田 まさひろ 様

SEQ : 09874

☎ 0120-775664

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

2019年11月10日発行
請求書番号 : 20607029
会員ID :

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額 ¥4,312

お支払期限 : 2019年11月30日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392078	JPドメイン (nel)	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
	サービス利用料 (2020/01/01-2020/12/31) [mlkoudamasahiro.jp]					
113101857963	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

お振込先	普通預金	小計 :	4,312	内消費税 :	392
口座名義 さくらインターネット株式会社		(10%対象) :	4,312	内消費税 :	392)
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。		繰越額 :	0		
		合 計 :	4,312		

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 2 年 12 月 31 日	整理番号	45
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	さくらのレンタルサーバスタンダードサービス利用料(4月～12月分) 支払先: さくらインターネット株式会社		
金 額	4,176 円	按分率	100 %
特 記 事 項	1年更新(1月～12月)であるため、振替払込請求書兼受領証の原本は、「令和元年度政務活動費収支報告書」に添付。		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 元年 12 月 12 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

20775399 - 1/1ページ

SEQ : 09992

SAKURA internet

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

さくらインターネット株式会社

〒530-0011

大阪市北区大深町4-20

グランフロント大阪タワーA35F

www.sakura.ad.jp

向田 まさひろ 様

SEQ : 09992



☎ 0120-775664

御 請 求 書

2019年12月10日発行

請求書番号 : 20775399

会員ID :

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

御請求金額

¥5,568

お支払期限 : 2019年12月31日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2020/01/01-2020/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.n e.jp]	年間一括	5,238	1	5,238	税込み
113102170035	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

お振込先

普通預金

口座名義 さくらインターネット株式会社

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 :	5,568	内消費税 :	506
(10%対象)	5,568	内消費税 :	506
繰越額 :			0
合 計 :			5,568

払込受領書

払込人氏名 向田 まさひろ 様	お支払コード [REDACTED]	金額 5,568円 内消費税 : 506円	受取人 さくらインター ネット株式会社
全額お支払されたことは、 当社は、コンピュータエネ ンスストアではおねいり ません。 収入印紙 は必ずお貼りください。 2019年12月10日 発行会社 株式会社アプラス お客様部			

45

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 3 年 3 月 23 日	整理番号	46
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	報告書配布用 封筒印刷費 支払先：日本郵便株式会社		
金 額	57,944 円	按分率	80 %
特 記 事 項	A4 封筒 3,000 部, 小封筒 10,000 部		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 3 年 3 月 23 日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

引換金受領証	
何田科央 様	
[収納金] 代引まとめ	
引換金 (内消費税等)	¥72,430 ¥6,584
合計	¥72,430
お預り 現金	¥72,430
印紙税申告納 付につき趣町 税務署承認済	

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町 2-3-1
取扱日時：2021年 3月23日 18:52
担当：[印]
発行No. 210323P0075 端211028077
連絡先：松山中央郵便局
TEL:0570-004-613

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用し

例えば、物品を購入した場合は
合は業務完了日になります。

ちよう付用 2021 年 03 月 22 日

79-01-30

お届け先	〒790-0943 TEL:090-7574-7356 愛媛県松山市古川南3丁目26-30	
	向田将央 様	
ご依頼主	〒899-5241 TEL:050-3539-5210 鹿児島県姶良市加治木町木田1377番地23	
	プリントネット株式会社 様	
ご依頼主用番号		お問い合わせ送り状番号
品名・記事	【印刷物】向田 長3封筒 10000部(10000部)	
	03/25 16時迄に最先便配達 受取人様の希望により配達日等変更可	
	個口数 個口	
受付店	加治木郵便局	配達希望
お届け予定日	サイズ 120	

日本郵便株式会社

ちよう付用 2021 年 03 月 22 日

79-01-30

お届け先	〒790-0943 TEL:090-7574-7356 愛媛県松山市古川南3丁目26-30		様
	向田将央		
ご依頼主	〒899-5241 TEL:050-3539-5210 鹿児島県姶良市加治木町木田1377番地23		様
	プリントネット株式会社		
ご依頼主用番号		お問い合わせ送り状番号	
品名・記事	【印刷物】向田 角2封筒 3000部(3000部)		
	代金引換のため口割れ厳禁 コレクト追跡番号:155876279860 03/25 16時迄に最先得配達 受取人様の希望により配達日等変更可 個口数 個口		
受付店	加治木郵便局		配達希望
お届け予定日	サイズ	120	

日本郵便株式会社

ゆうパック		R.P. 郵便局	
ちょう付用		2021	年03月22日
代金引換まとめ送金			
79-01-30			
お千790-0943 TEL.090-7574-7356 届受媛県松山市古川南3丁目26-30 先向田将央			
〒899-5241 TEL.050-3539-5210 依座児島黒船良市加治木町木田1377番地23 頼主		様 依頼主用番号 お問い合わせ送り状番号	
リネット株式会社		引換金額(税込) 72,430 円	
品名 印刷物 向田 角2封筒 3000部(3000部)			
配事 03/25 16時迄に最速便配達 受取人様の手配により日付変更可			
サイズ 120		配達希望	
受付店 加治本郵便局		配達店 引換金額に含む消費税額等 6,584円 日本郵便株式会社	

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 3 年 3 月 29 日	整理番号	47	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	市政報告書リーフレット印刷費 支払先：日本郵便株式会社			
金 額	4,792	円	按分率	80 %
特 記 事 項	リーフレット 500 部			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和 3 年 3 月 29 日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

引換金受領証	
何田 将来 様	
[収納金] 代引まとめ	
引換金 (内消費税等)	¥5,990 ¥544)
合計	¥5,990
お預り 現金	¥10,990
おつり	¥5,000
〒100-8792 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 取扱日時：2021年 3月29日 15:08 担当：[] 発行No. 210329P4019 端341063431 連絡先：松山中央郵便局 TEL:0570-004-613	

※ 債務確定日とは、当該支出を計
購入日、サービスや物品等を利用

例えば、物品を購入した場合は
場合は業務完了日になります。

ゆうパック ちょう付用		郵便局	
代金引換まとめ送金		2021 年 03 月 28 日	
79-01-30			
お届け先	〒790-0943 TEL:090-7574-7356 愛媛県松山市古川南3丁目26-30		
ご依頼主	向田将央 様		
ご依頼主	〒899-5241 TEL:050-3539-5210 鹿児島県姶良市加治木町木田1377番地23	ご依頼主用番号	
品名	プリント株式会社	お問い合わせ送り状番号	
品名	【印刷物】向田 リーフレット 500部(500部)	引換金額(税込)	5,990 円
配事	04/01 16時迄に最速便配達 受取人様の希望により配達日等変更可		
サイズ	80	配達希望	
受付店	加治木郵便局	配達店	引換金額を含む消費税等544円
日本郵便株式会社			

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和3年3月31日	整理番号	48
科 目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用 JPドメインサービス利用料(1年更新) 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	1,078 円	按分率	100 %
特 記 事 項	1～3月分		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和2年11月19日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

22899473 - 1/1ページ
SEQ : 09578

SAKURA internet

790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

さくらインターネット株式会社

〒530-0011

大阪市北区大深町4-20

グランフロント大阪 タワーA35F

www.sakura.ad.jp

向田 まさひろ 様

SEQ : 09578



0120-775664

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2020年11月10日発行

請求書番号 : 22899473

会員ID :

御請求金額

¥4,312

お支払期限 : 2020年11月30日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392078	JPドメイン (ne) サービス利用料 (2021/01/01-2021/12/31) [mukoudamasahiro.jp]	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
113201712406	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

小計 : 4,312 内消費税 : 392
(10%対象) 4,312 内消費税 : 392

お振込先

口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

繰越額 : 0

合 計 : 4,312

払込受領書

向田 まさひろ 様

4,312円

内消費税 : 392円

さくらインターネット株式会社

2020年11月10日

366463

20111119

松山市

さくらインターネット株式会社

※裏面を必ずご確認ください。

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和 3 年 3 月 31 日	整理番号	49
科 目	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	1,392 円	按分率	100 %
特 記 事 項	1～3 月分		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和 2 年 12 月 23 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

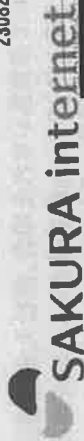
790-0941
愛媛県松山市和泉南6丁目7-16

向田 まさひろ 様

SEQ : 09780



23082763 - 1/1ページ
SEQ : 09780



さくらインターネット株式会社
〒530-0011
大阪市北区大深町4-20
グランフロント大阪 タワーA35F
www.sakura.ad.jp

☎ 0120-775664

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2020年12月10日発行
請求書番号 : 23082763
会員ID :

御請求金額 ¥5,568

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050	さくらのレンタルサーバ スタンダード サービス利用料 (2021/01/01-2021/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.n e.jp]	年間一括	5,238	1	5,238	税込み
113201902541	請求書発行手数料	随時請求	330	1	330	税込み

小計 : 5,568 内消費税 : 506
(10%対象 : 5,568 内消費税 : 506)

お振込先

口座名義 さくらインターネット株式会社
※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

繰越額 : 0
合 計 : 5,568

私込受領書

お支払先 向田 まさひろ 様	お支払金額 5,568円	お支払日 2020年12月10日
お支払コード [REDACTED]	内消費税 506円	お支払場所 さくらインターネット株式会社

お支払印
201228

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。